

令和6年度第2回横浜市病院安全管理者会議

「なぜ医療訴訟に至るのか」

～患者側の持つ問題意識と提訴前調査の在り方～

横浜エルム法律事務所
弁護士 新倉 武
(niikura@y-elm.jp)

■ 「医療事故」と「医療過誤」

■ 医療事故

医療行為に関連する、予期しない
意外な悪しき結果（死亡、後遺障害）の発生

＜医療事故調査制度における「医療事故」の定義＞

- ①すべての病院、診療所（歯科を含む。）又は助産所に勤務する医療従事者が提供した医療に起因する（又は起因すると疑われる）死亡又は死産
- ②医療機関の管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったもの

■ 医療過誤

医療事故のうち、
医療側に法的責任のあることが考えられる場合
（一般的に問題となるのは、**民事損害賠償責任の有無**）

■ 医療訴訟に発展する背景

(患者側の意識)

- ・ 医療に対する過度な期待
- ・ 医療の不確実性に対する理解不足
- ・ 生命・身体・健康に被害が生じている
⇒ 被害感情が極めて強い
- ・ インターネット、SNS等による知識の氾濫
- ・ 専門家に対する尊敬の低下

(医療者側の意識)

- ・ コミュニケーション能力に不安
- ・ 患者に対する毅然とした対応をためらう
⇒ 事故前後の意思疎通の不十分さ

■ 医療訴訟に発展する背景

■ 医療事故被害者の「5つの願い」

①原状回復

②真相究明

③反省謝罪

④再発防止

⑤適正な損害賠償

(加藤良夫・増田聖子「患者側弁護士のための実践医療過誤訴訟」(ほか))

■ 医療従事者の法的責任

① 民事損害賠償責任

② 刑事責任（業務上過失致死傷罪）

⇒ 事故調査制度が創設された昨今では、
謙抑的運用が望まれるとの意見もある

③ 行政処分（免許の停止・取消処分）

（医道審議会→厚生労働大臣）

④ 雇用上の処分

■ 医療従事者の法的責任

■ 民事損害賠償責任

- ・ 診療契約を根拠とする**債務不履行**（民法415条）
- ・ **不法行為**（権利・利益の侵害）（民法709条）

⇒ いずれにおいても、主な争点は3点

- ① **注意義務**（予見義務・結果回避義務）**違反（過失）**
 - ・ 注意すれば損害の発生を予見できたこと
 - ・ 悪しき結果を回避すべき義務がありながらその義務を怠ったこと
- ② **因果関係**（あれ（行為）なければこれ（結果）なし）
- ③ **損害**

■ 医療従事者の法的責任

◆ 注意義務違反（過失）

■ 医療事故の2類型

① 医原病型（作為型）

② 疾病悪化型（治療の不実施型、不作為型）

A 問診、検査義務違反

B 診断義務違反（誤診）

C 治療義務違反（投薬、手術、麻酔、経過観察、療養指導等）

D 転医（転送）義務違反

~~~~~

E 説明義務違反（侵襲行為への承諾、自己決定権保障のため）  
（インフォームド・コンセント）

F 医療情報の開示請求や不適切な取扱いを巡る問題

# ■ 医療従事者の法的責任

## ◆ 注意義務違反（過失）

- 注意義務の具体的内容

いつ、何をすべきであった（すべきでなかった）か

- 裏付けとなる医学的知見

「診療当時の臨床医学の実践における医療水準」が基準

※医学的知見の普及程度、医療機関の性格、医師の専門分野などが判断要素となる

※「医療慣行」と「医療水準」とは異なる

（ペルカミンS事件最高裁判決 最判平成8年1月23日）



# ■ 医療従事者の法的責任

## ◆ 因果関係

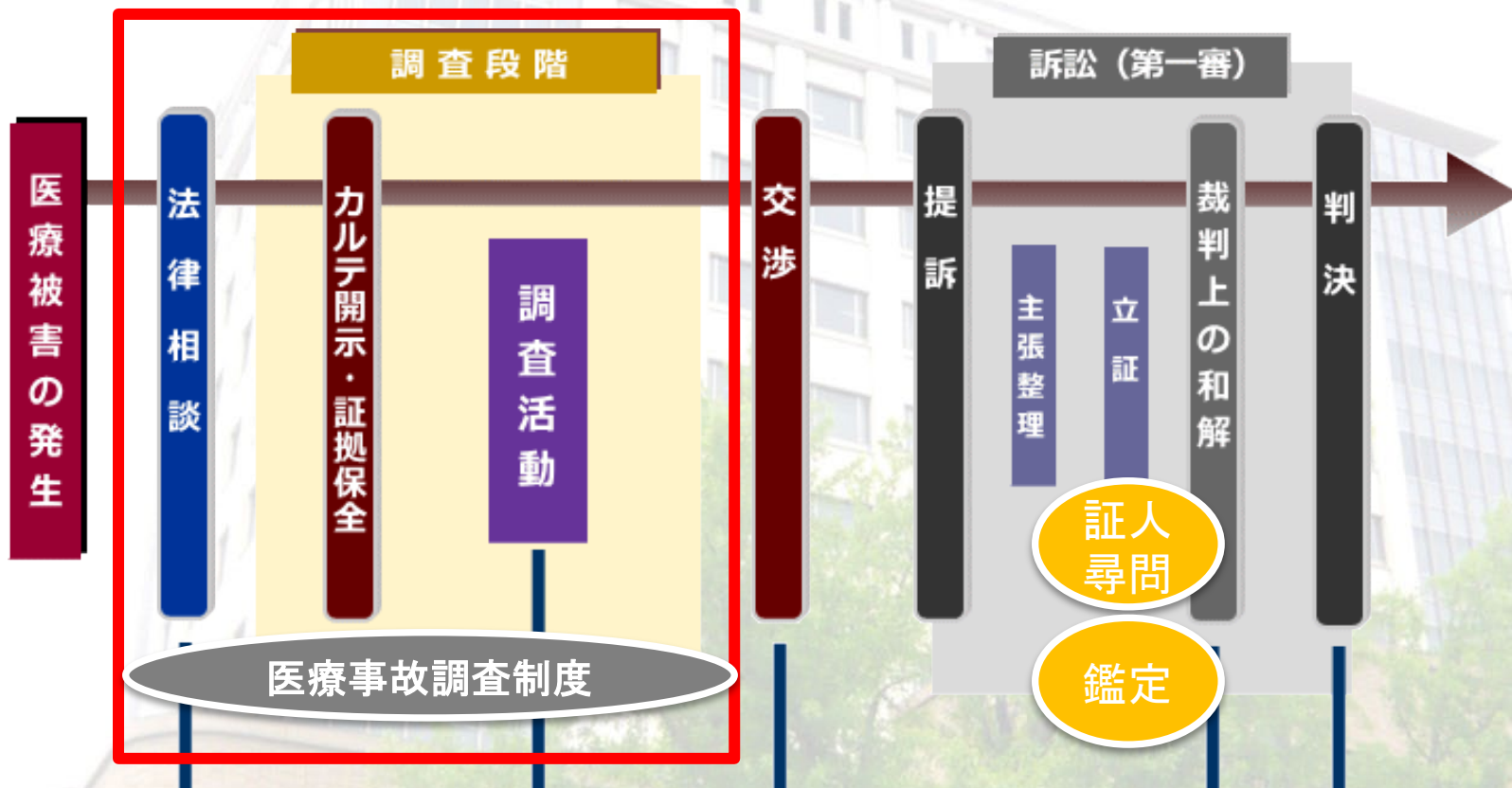
### ■ 因果関係の検討

⇒ 注意義務違反がなかった場合には、結果が生じなかったといえるか  
(実際の医学的機序との対置)

※ 「**高度の蓋然性**」の証明が必要  
(通常人が疑を差し挟まない程度に  
真実性の確信をもちうるものであること)

※ 生存・重大な後遺症が残らなかった  
「**相当程度の可能性**」の法益侵害という考え方も  
(いくらかの慰謝料を認める判断がされる)

# 医療過誤事件の流れ



**訴訟提起前の調査活用が重要**

「訴訟提起前の事前準備で勝負がつくことが多い」

（「医療訴訟の審理運営について」 桃崎 剛 裁判官）

終了

解決

# ■ 医療過誤事件の流れ

## ① 事実関係の調査

⇒ 事情聴き取り, 診療記録の検討

## ② 医学的知見の調査

⇒ 医学文献等の入手・協力医意見の検討

## ③ 法律調査

⇒ 法的判断としての過失・因果関係の有無

## ④ 解決手段の検討

⇒ 説明会・示談交渉・医療ADR・調停・  
提訴・補償制度・医療事故調査制度

# ① 事実関係の調査

## ◆初回相談のあり方

- 複数の弁護士で対応，医学用語等の事前調査
- 時系列で整理しながら  
(主訴，基礎疾患，問題と思っている医療内容，既往歴，死因，医療機関との折衝の有無等)
- 相談者の被害感情に留意（傾聴の姿勢）  
(過失と因果関係の問題の理解)
- 費用・時間の説明

# ① 事実関係の調査

## ◆ 診療記録の検討（カルテ開示・証拠保全）

### ■ 証拠保全とは

申立てに基づき、裁判所が申立人とともに医療機関に赴いて、保管してあるカルテ等の提示を求め、検証する手続

※ 「**証拠保全の必要性**」：改ざんのおそれ等

⇒ 不信感を感じさせるような具体的言動

- ・ 説明拒否，前後矛盾
- ・ 不誠実対応
- ・ 通常では考え難いような診療経過がある 等

※ **電子カルテ**の留意点

三原則が守られているか：真正性、保存性、見読性

# ■ 医療過誤事件の流れ

## ① 事実関係の調査

⇒ 事情聴き取り, 診療記録の検討

## ② 医学的知見の調査

⇒ 医学文献等の入手・協力医意見の検討

## ③ 法律調査

⇒ 法的判断としての過失・因果関係の有無

## ④ 解決手段の検討

⇒ 説明会・示談交渉・医療ADR・調停・  
提訴・補償制度・医療事故調査制度

## ② 医学的知見の調査

### ◆医学的知見の調査内容

#### ■ 医学書

#### ■ 診療ガイドラインの有無

作成主体やエビデンスレベル等の確認

#### ■ 医学論文

原著論文，総説，症例報告，会議録

#### ■ 医薬品添付文書，インタビューフォーム

#### ■ 類似の裁判例

※ 全て，立論への有利・不利を問わず検討する

## ② 医学的知見の調査

### ◆医学的知見の調査内容

#### ■協力医の必要性 「紹介型」「いきなり型」「かかわり型」

- \* 医学的知見自体は、文献調査である程度の知識を取得することが出来る
- \* しかし、個別具体的な事例への「あてはめ」について、方針決定には意見が不可欠。
- \* 丸投げ、鵜呑みはしない...法的に問題ありと言えるか
- \* 臨床現場の専門医による、率直な意見, 助言  
⇒ 責任追及を行うべきか、行わざるべきかを検討する上で、重要なポイントとなることも



# ■ 医療過誤事件の流れ

## ① 事実関係の調査

⇒ 事情聴き取り, 診療記録の検討

## ② 医学的知見の調査

⇒ 医学文献等の入手・協力医意見の検討

## ③ 法律調査

⇒ 法的判断としての過失・因果関係の有無

## ④ 解決手段の検討

⇒ 説明会・示談交渉・医療ADR・調停・  
提訴・補償制度・医療事故調査制度

### ③ 法律調査

---

#### ■ 依頼者への調査結果報告

\* 依頼者の不満ポイントと、  
法的責任論に照らした注意義務違反とが  
一致しないことがよくある。  
理解してもらい易いように丁寧に説明する。

\* 過失（注意義務違反）  
いくつかの問題点が考えられるとしても、  
悪しき結果と直接の因果関係を持つものは  
あるか

（改善点があるとしても必ずしも過失ありとはならない）

### ③ 法律調査

---

#### ■ 依頼者への調査結果報告

##### \* 因果関係

結果を受け止めきれない相談者も多い  
立証困難な場合にどのように伝えるか

\* 相談者の希望に即し、自立的な解決の指針を  
助言することも大切。

\* 弁護士との相談を通じて、相談者が被害を  
受け入れ、人生の再出発を切るための  
助力となることもある。

# ■ 医療過誤事件の流れ

- ① **事実関係の調査**  
⇒ 事情聴き取り, 診療録の入手
- ② **医学的知見の調査**  
⇒ 医学文献の入手・協力医の確保
- ③ **法律調査**  
⇒ 法的判断としての過失・因果関係の有無
- ④ **解決手段の検討**  
⇒ 示談交渉・医療ADR・調停・  
提訴・補償制度・医療事故調査制度

## ④ 解決手段の検討

### ■ 医療事故被害者の「5つの願い」（再掲）

① 原状回復

② 真相究明

③ 反省謝罪

④ 再発防止

⑤ 適正な損害賠償

（加藤良夫・増田聖子「患者側弁護士のための実践医療過誤訴訟」ほか）

⇒ 訴訟を積極的には希望しない医療事故被害者も。

最も当該被害者の希望に即した方法は何か？

## ④ 解決手段の検討

---

### ■ 検討する解決手段

- ・ **説明会**の開催申し入れ
- ・ **医療事故調査制度**による調査
- ・ 各種補償制度
- ・ **示談交渉**
- ・ 医療ADR・民事調停
- ・ **訴訟**

## ④ 解決手段の検討

---

### ■ 説明会開催の申し入れ

- ・ 診療契約上の**顛末報告義務**の履行を求めるもの。
- ・ **責任追及や示談交渉**の場ではない。  
依頼者によく説明しておく。
- ・ 医療機関の見解（診療経過、医学的機序、  
医師の判断、事故原因）について十分説明を受ける。
- ・ 患者側の**誤解や不信感の払拭**につながり、  
事案の早期解決に結びつくこともある。
- ・ 書面で回答を受ける場合もあるが、  
患者側としては理解が難しいことも多い。

## ④ 解決手段の検討

### ■ 医療事故調査制度

#### \* 対象となる「医療事故」とは？

##### ● 医療法 第6条の10 第1項

- ① 医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる
- ② 死亡または死産であって
- ③ 当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったものとして厚生労働省令で定めるもの

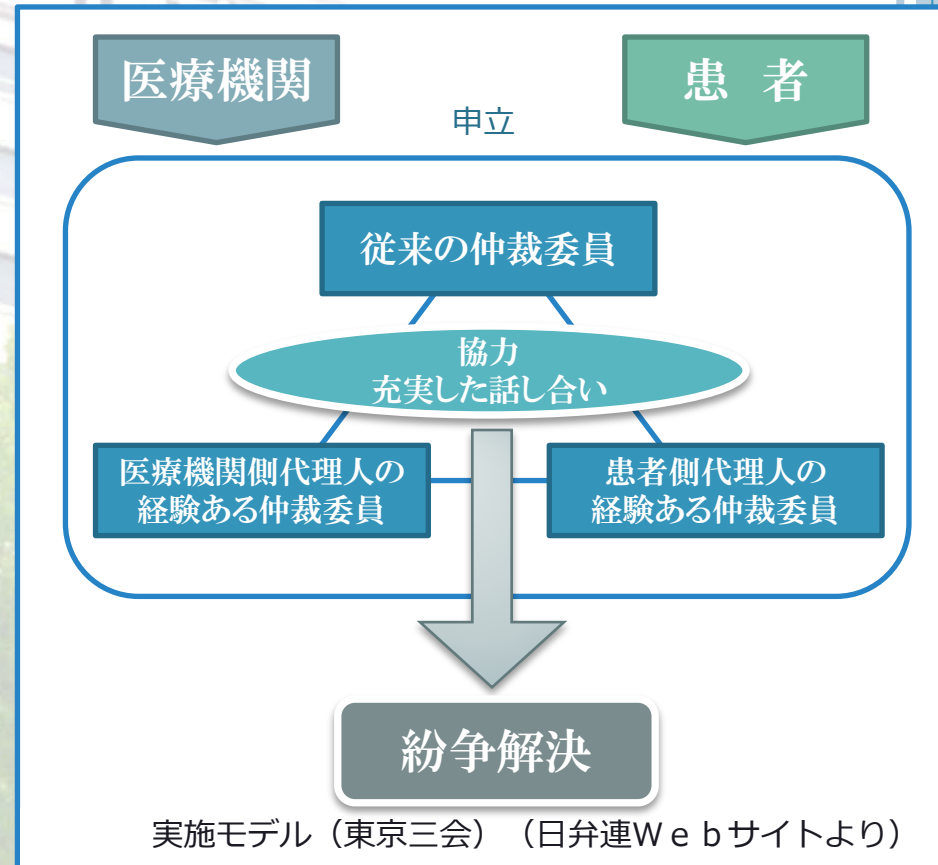


## ④ 解決手段の検討

### ■ 医療ADR

話し合いと当事者の合意に基づいて**裁判外で紛争の解決を図る**ためのあっせん・仲裁手続き  
**東京三弁護士会医療ADR**など

**損害賠償以外の事項についても話し合い可** 医学的機序の説明等を求めることができるなどのメリットも



## ④ 解決手段の検討

### ■ 医療裁判の現実（最高裁 医事関係訴訟委員会の統計）

#### \* 審理期間の短縮

- ・ 平均約 2 年ほど

#### \* 判決よりも和解による終結が多い

- ・ 判決：30%強、和解：50%強

#### \* 認容率の低下傾向

- ・ 約 20～17%（一部認容含む）

⇒ 原因は何か？？

## ④ 解決手段の検討

### ■ 患者側代理人として

＊ 医療過誤の損害賠償責任は、  
被害者に生じた損害について、  
加害者との間で公平な分担を図る制度である  
〈ある高等裁判所の判旨より〉

「損害賠償請求訴訟において  
担当医師に法的義務違反があると判断することは、  
医師の医療行為の当否を問責するものではなく、  
発生した損害をどのように負担させるのが公平か  
という理念を基礎に構成された  
損害賠償の仕組みの中で、  
法的義務違反と評価するにとどまるものである」

＊ あるべき医療のために